（投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令の一部改正）

第十条　投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第五条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「㊞」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（有限責任監査法人供託金規則の一部改正）

第十一条　有限責任監査法人供託金規則（平成十九年内閣府法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

3　申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

別紙様式第四号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

　公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式記載上の注意中３を４とし、２の次に次のように加える。

3　公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第八号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

3　申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

3　申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。